

平成28年 3月23日

大規模氾濫に対する減災対策の推進  
～取組推進のため、新たに協議会等を設置～

北海道開発局は、大規模氾濫に対する減災対策の推進のため、河川管理者、北海道及び市町村等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進する取組を実施します。

北海道での最初の取組として、留萌川において「留萌川減災対策部会」を新たに設置し、第1回部会を平成28年3月25日（金）に開催します。

<取組の背景について>

- 昨年9月の関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流出や広範囲かつ長時間の浸水が発生しました。
- これを受け、平成27年12月10日に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申され、国土交通省では、「施設では守りきれない大洪水は必ず発生する」との考えに立ち、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその沿川市町村（109水系、730市町村）において、平成32年度目途に水防災意識社会を再構築する取組を行うこととなりました。
- このため、北海道開発局は、河川管理者、北海道、市町村等が連携・協力して、大規模氾濫に対する減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進するために、協議会等の設置を進めます。

<先行河川の取組について>

- 北海道での最初の取組として、留萌川において「留萌川減災対策部会」を開催します。
- 今後、道内の直轄河川（13水系）で順次 協議会等を設置・開催し、取組を推進して参ります。
- なお、「留萌川減災対策部会」に関する記者発表は、以下を御参照ください。

<http://www.rm.hkd.mlit.go.jp/info/houdo/28032301.pdf>

<参考>

「水防災意識社会 再構築ビジョン」については、以下(平成27年12月24日発表資料)を御参照ください。

[http://www.hkd.mlit.go.jp/topics/press/press\\_h2712/24\\_vision.pdf](http://www.hkd.mlit.go.jp/topics/press/press_h2712/24_vision.pdf)

問合せ先	所 属	役 職 名	氏 名	電 話 番 号
	北海道開発局 建設部 河川計画課	流域治水専門官	福田 勝之 ふくだ かつゆき	011-709-2311 (内線 5297)
	北海道開発局 建設部 河川管理課	水災害予報専門官	なかしま やすひろ 中島 康博	011-709-2311 (内線 5529)